

第21 非常電源

1 非常電源専用受電設備

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能等は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備（以下「高圧受電設備」という。）は、不燃専用室に設置する場合又は屋外、屋上（主要構造部を耐火構造とした建築物に限る。）に設ける場合で建築物等から3m以上の距離を有するもの（当該受電設備から3m未満の建築物等の部分が不燃材料で造られ開口部に防火戸が設けられている場合は3m未満とすることができる。）以外は、キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）に適合するものであること。

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤（以下「配電盤等」という。）は、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）によるほか、設置場所により次表により設置するものであること。

設置場所	非常用配電盤等の種類
不燃専用室	第1種配電盤等、第2種配電盤等又は一般の配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。）	
不燃材料で区画された機械室等 耐火性能を有するパイプシャフト	第1種配電盤等又は第2種配電盤等
上記以外の場所	第1種配電盤等

(2) 非常電源回路の保護

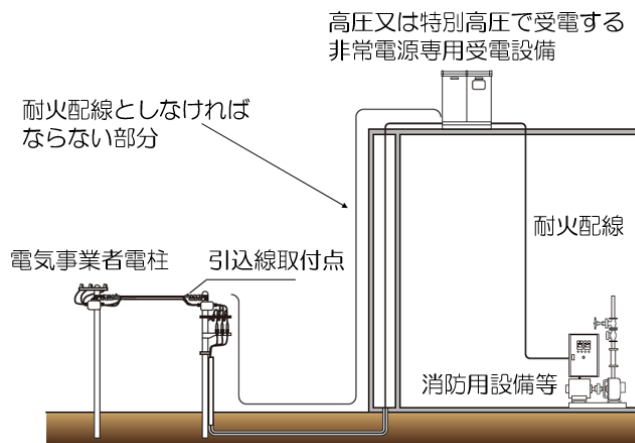
引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路の配線は、耐火配線とすること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りではない。

ア 地中埋設配線（地中からの立上げ点以降を除く。）

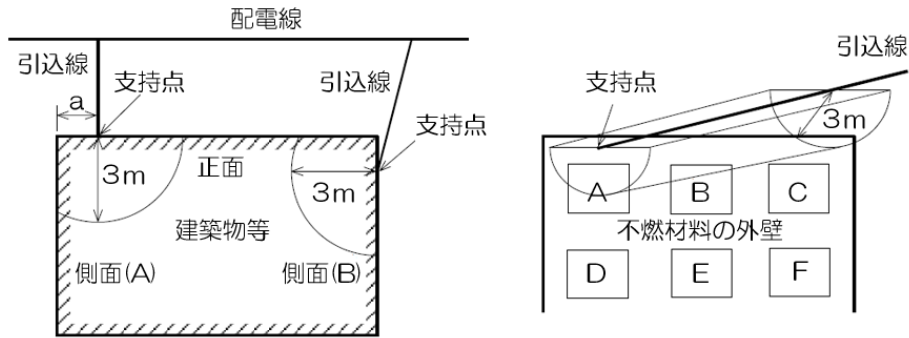
イ 別棟、屋外、屋上又は屋側電線路で開口部から火炎を受けるおそれが少ない場所（外壁等が不燃材料で造られ、又は覆われ、かつ、引込線支持点から3m以内の距離の下部に開口部を有しない場所等又は有効な防護措置（以下「外壁規制」という。）をした場合等）

ウ 不燃材料で区画された機械室等

(耐火配線とする範囲)



(下部3m以内の外壁規制の例)



- ※1 正面で引き込む場合、支持点と建物側面までの距離  $a$  が0.9m未満となる場合は側面(A)にも下部3m以内の外壁規制をすること。
- ※2 側面(B)で引き込む場合、原則として正面にも下部3m以内の外壁規制をすること。
- ※3 A: 常時閉鎖式の防火戸、B~F 普通窓

(3) 保有距離

非常電源専用受電設備の周囲には、容易に操作、点検等を行うことができるよう次表に定める数値以上の空間を確保すること。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離			
配電盤等	操作面	1.0m以上 操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上			
	点検面	0.6m以上 点検に支障とならない部分はこの限りでない			
	換気面	0.2m以上			
キュービクル式の周囲	操作面	屋内に設ける場合	1.0m以上	屋外又は屋上に設ける場合	1.0m以上 ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準じることができる
	点検面		0.6m以上		
	換気面		0.2m以上		
キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備及び蓄電設備との間		1.0m以上			

## 2 自家発電設備

非常電源として使用する自家発電設備は、認定品又は自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号。以下「告示1号」という。）に適合すると認められるものによるほか、設置場所等については前1(2)を準用すること。

保有距離については、次表に定める数値以上の空間を確保すること。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
発電機及び原動機本体	相互間	1.0m以上
	周囲	0.6m以上
操作盤	操作面	1.0m以上 操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上
	点検面	0.6m以上 点検に支障とならない部分はこの限りでない
	換気面	0.2m以上
燃料槽と原動機との間 (燃料搭載型及びキュービクル式のもの除く。)	余熱方式の原動機	2.0m以上 不燃材料で有効に遮へいした場合は0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

## 3 蓄電池設備

非常電源として使用する蓄電池設備は、認定品又は「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号。以下「告示2号」という。）に適合すると認められるものとするほか、設置場所等については前1(2)を準用すること。

保有距離については、次表に定める数値以上の空間を確保すること。

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
充電装置	操作面	1.0m以上
	点検面	0.6m以上
	換気面	0.2m以上
蓄電池	点検面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上 (架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものにあつては1.0m以上)
	その他の面	0.1m以上 電槽相互間は除く

## 4 燃料電池設備

非常電源として使用する燃料電池設備は、認定品又は「燃料電池設備の基準」（平成18年消防庁告示第8号。以下「告示8号」という。）に適合すると認められるものとするほか、設置場所等については前1(2)を準用すること。

保有距離については、蓄電池設備によること。